

山梨県公報

第千三百一十一号

平成十四年

八月十二日

月 曜 日

目次

告示	特定高山植物販売業廃業届の提出……………	四四一
告示	土地収用事業の認定……………	四四一
訓令	山梨県職員の勤務時間の特例に関する規程の一部を改正する訓令……………	四四一
公告	開発行為に関する工事の完了について……………	四四一
正誤	平成十四年三月二十八日付け第千二百七十五号中……………	四四一
	平成十四年三月二十九日付け号外第二十号中……………	四四一

告示

山梨県告示第三百四十一号

山梨県高山植物の保護に関する条例(昭和六十年山梨県条例第十五号)第十一条第二項の規定による特定高山植物販売業廃業届の提出があつたので、同条第三項の規定により次のとおり告示する。

平成十四年八月十二日

山梨県知事

天 野 建

氏名又は名称	住所	廃止年月日
株式会社エルブ 代表 取締役 西村穰	さいたま市宿二八九番地の二(営業所の所在地 北巨摩郡高根町清里三五四五番地)	平成十四年六月十五日

山梨県告示第三百四十二号

土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)第二十条の規定により、次のとおり土

地収用事業の認定をした。

平成十四年八月十二日

山梨県知事

天 野 建

- 一 起業者の名称
社会福祉法人 山の都福祉会
- 二 事業の種類
身体障害者療護施設「スカイコート勝沼」建設事業
- 三 起業地
収用の部分 東山梨郡勝沼町山字五十坊地内
使用の部分 なし
- 四 土地収用法第二十六条の二第二項の規定による図面の縦覧場所
勝沼町役場地域振興課

訓令

山梨県訓令甲第十号

山梨県職員の勤務時間の特例に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
平成十四年八月十二日
山梨県知事 天 野 建
出 先 機 関

山梨県職員の勤務時間の特例に関する規程の一部を改正する訓令
山梨県職員の勤務時間の特例に関する規程(昭和三十二年山梨県訓令甲第十七号)の一部を次のように改正する。

別表中「総合農業試験場」の下に、「果樹試験場」を加える。

附 則

この訓令は、平成十四年九月一日から施行する。

公告

● 開発行為に関する工事の完了について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成十四年八月十二日

- 一 開発区域(工区)に含まれる地域の名称
山梨市上石森字上手原一五五の一
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名
山梨市上石森二百三十九番地 佐藤米子 佐藤俊彦

正 誤

ページ	段	行	誤	正
<p>平成十四年三月二十八日山梨県教育委員会規則第三号(山梨県教育委員会事務局及び山梨県教育委員会の所管に属する教育機関の職員の職の設置に関する規則等を改正する規則)</p>				
一六五	下	十六	、	、
<p>平成十四年三月二十九日山梨県規則第九号(山梨県立女子短期大学学則の一部を改正する規則)</p>				
三	下	二	卒業研究	卒業研究
同	同	二から三	卒業研究	卒業研究
<p>平成十四年三月二十九日山梨県規則第十四号(保健婦助産婦看護婦法の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則)</p>				
六	下	十	規則	条例施行規則
同	同	十一	規則	条例施行規則